

医療的ケア児在宅レスパイト事業が 始まりました

医療的ケア児在宅レスパイト事業とは、在宅の医療的ケア児に対し、訪問看護ステーション等が、健康保険法の適用時間を超えて訪問看護を実施した場合の超過費用や、訪問看護による病院受診又は外出の際の付き添いの費用について助成し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図る事業です。

1 対象となる方

以下の全てに該当する方が対象になります。

- (1) 下関市内に住所を有すること
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初3月31日までの間にあること
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- (5) 訪問看護により医療的ケアを受けていること

2 事業の内容

- (1) 健康保険法に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅利用での訪問看護
- (2) 訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護

3 利用時間

1回あたりの利用時間の制限はありません。

ただし、1年度（4月1日から翌年3月31日まで）内において、48時間を利用限度とします。

※年度途中からの申請の場合、利用登録の決定月から3月までの残月数に4を乗じた時間を利用限度とします。

4 利用料金

サービス提供費に係る利用者の自己負担はありません。

ただし、サービス提供費の他に発生する実費（交通費等）等については、利用者（保護者）と訪問看護ステーション等との定めによります。

5 利用登録

利用されている訪問看護ステーション等を経由して、事前の利用登録が必要です。
利用されている訪問看護ステーション等にご相談ください。

問い合わせ

下関市福祉部障害者支援課

下関市南部町1番1号

☎083-227-4199